

地域貢献型 空き家利活用モデル事業 助成制度のご案内



空き家が
よみがえる



地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域まちづくりの推進等の
地域貢献を目的として空き家を利活用する場合、
空き家の改修工事費用の一部を助成します。

北区まちづくり部住宅課住宅政策係

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 第二庁舎 3 階⑨番窓口

電話 03-3908-9201 F A X 03-3908-9086

刊行物登録番号 30-2-023





空き家の所有者(オーナー)・地域貢献団体(空き家を利活用する団体)は、それぞれ区に事前登録をし、双方同意による事業実施が決定し、その事業のために「空き家の改修工事を行った費用の一部」を助成します。

助成金額

対象となる改修工事総額費用の**3分の2**の額(上限200万円)を助成します。

※改修工事費用に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とします。

※助成金は、1棟の空き家に係る改修工事費用の総額で、上限額以内の範囲とします。

対象者

(1) 空き家の所有者(オーナー)の要件

- 事業の趣旨に賛同し、地域貢献のために空き家を10年以上提供する意思を有すること。
- 暴力団関係者ではないこと。
- 住民税・固定資産税を滞納していないこと。

(2) 地域貢献団体(空き家を利活用して事業を行うもの)の要件

- 本事業の趣旨に賛同し、地域貢献のために空き家を10年以上利活用して事業を行う意思を有すること。
- 地域交流の活性化等に関する活動について、1年以上の実績を有すること。
- 営利的、政治的又は宗教的な目的を有する団体ではないこと。
- 暴力団ではないこと。



空き家の要件

- 改修工事の日から10年間、本事業のために利活用することができる空き家であること。
- 所有者(オーナー)の名義で所有権保存登記、又は所有権移転登記が行われていること。
- 借地の空き家については、土地の所有者との間で、借地契約が締結され、かつ空き家を地域貢献団体が使用することについて土地の所有者の同意を得ていること。
- 建築基準法その他関係法令の基準を満たすこと。

対象となる工事

地域貢献に関する事業のために行う改修工事を対象とします。

(1) 耐震基準を満たすための工事費用

例) 耐震診断⇒耐震設計⇒耐震改修

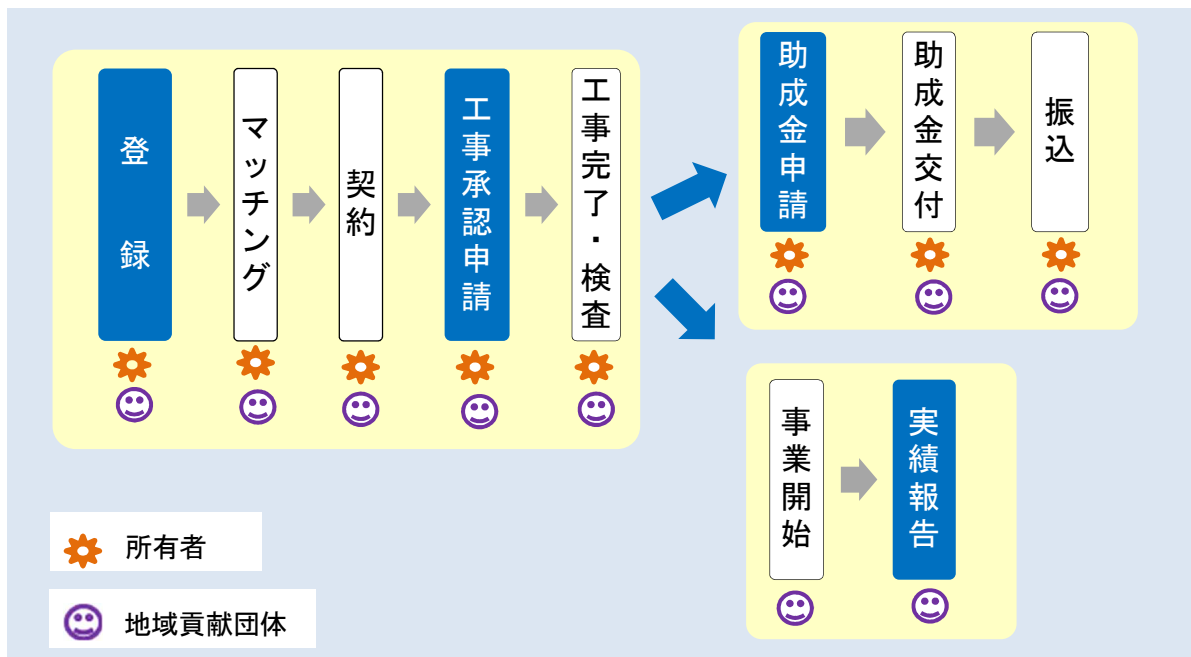
※木造民間住宅耐震化促進事業（建築課）で対応できる場合があります。ご相談ください。

(2) 改修工事内容

活動に必要な箇所の改修に限ります。

例) 床、玄関、外壁、屋根、手すり、段差解消等バリアフリー化、キッチン、トイレ等の水回りのリフォーム、部屋等の仕切り変更、壁紙、防犯工事、電源増設 等

助成までの流れ



■登録～マッチング

登録後、マッチングの相手が見つかりましたら、区から連絡します。

■契約～工事

「工事承認申請」の受理後、承認が決定してから工事に着手してください
工事終了後に区の検査があります。

■助成金申請～事業実績

工事費用支払い終了後、助成金申請をしてください。

■事業開始

工事検査完了後、事業を開始してください。

年度終了後に実績報告書を提出してください。なお、実績報告は10年間必要です。

まずは、登録

助成金の交付を受けるためには、事前に登録の申込みが必要です。

事前相談を受けてから、登録の申込みをしてください。

申込みいただいた後、書類審査、ヒアリング、現地調査等を行います。

所有者（オーナー）

《 必 要 書 類 》

①	北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録申請書	①～④ 指定様式
②	誓約書	
③	写真台帳(内覧及び外観の写真)	
④	資格確認同意書 北区に住民登録があり、⑥を省略する場合のみ	
⑤	本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証など）	
⑥	前年度の区市町村民税納税証明書又は非課税証明書【原本】※	
⑦	空き家の登記簿謄本（全部事項証明書・建物）【原本】	
⑧	借地契約書※借地の場合のみ【コピー】	
⑨	検査済証、又は検査済証の記載事項を証明する書類【コピー】	
⑩	間取り図	

地域貢献団体

《 必 要 書 類 》

①	北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録申請書	①,② 指定様式
②	誓約書	
③	代表者の本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証など）	
④	団体の規約、会則等	様式は問 いません
⑤	前年度の会計報告書	
⑥	過去1年分の活動実績に関する書類	

※マッチングについて

条件や意向が合う相手が見つかるまで、時間がかかる場合があります。

区から連絡があるまで、お待ちください。